被爆二世健康診断事務について

1 制度の目的 「被爆二世健康診断調査事業実施要綱」に基づき,原子爆弾被爆者二世の健康管理 の一環として,健康診断受診希望者に対して,下記の健康診断を医療機関に委託して行

2	2_ 二世健康診断の実施方法		
1	実施期間	令和7年7月~令和7年12月末まで	
2	検査項目	【一般検査】 ア 視診, 問診, 聴診, 打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ウ 血球数計算 エ 血色素検査 オ 尿検査(ウロビリノーゲン, 蛋白, 糖, 潜血) カ 血圧測定 キ AST検査法, ALT検査法及び γ-GTP検査法による肝臓機能検査 ク へモグロビンA1c検査 ケ 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査	
		【精密検査】 ア 骨髄造血像検査等の血液の検査 イ 肝臓機能検査等の内臓の検査 ウ 関節機能検査等の運動器の検査 エ 眼底検査等の視器の検査 オ 胸部エックス線撮影検査等のエックス線検査 カ その他必要な検査	
		※ 一般検査のキ,クの及び精密検査は、医師が必要と認めた場合に、一般検査の ケは受診者の希望があった場合に実施。(希望の有無は健康診断の予約受付の 際に確認してください。) 精密検査を実施する場合は、健康診断個人票(精密検査用)を送付しますので、 御連絡ください。	
3	受診時に 必要な書類	受診の際は、二世の方が下記の書類をお持ちいただくことになっています。二世の方であるか、これらの書類で確認後、実施ください。	
		ア 県からの受診決定通知	
		イ 問診票2枚複写	
		ウ 健康診断個人票(一般検査用)3枚複写	
4	請求に必要 な書類	請求の際は、下記の4つの書類を提出ください。	
		ア 問診票 (2枚複写すべて)	
		イ 健康診断個人票(3枚複写のうち1枚目と3枚目) ・ 健康診断個人票(一般検査用) ・ 健康診断個人票(精密検査用)←該当者のみ	
		ウ 原爆被爆者二世健康診断実施報告書	
		工。請求書	
		【注意事項】 ・ア, イは, 複写になっていますので, 記載のとき御注意ください。 ・ウ, エは, ホームページからダウンロードしてご利用ください。	

⑤ 請求金額 |(1),(2)のいずれか低い額(受診者全員の総額で対比)で請求する。 の算定 (1) 1人当たり基準額で請求する場合 基準額 9.320円 × 検査人数 [∕] 多発性骨髄腫検査実施の場合は基準額 1,628円×検査人数 ̇́ √を加算する。 (2) 検査実費で請求する場合(次のいずれか) ・各医療機関において定めている検査料 ·保険診療点数 × 10円 × 1.1(消費税) *1円未満は切り捨てる 【1人当たりの基準額】 一般検査 視診, 問診, 聴診, 打診及び触診による検査 イ CRP定量検査 ゥ 血球数計算 血色素検査 エ 尿検査(ウロビリノーゲン、蛋白、糖、潜血) 9.260円 オ 力 血圧測定 キ AST検査法、ALT検査法及びγ-GTP検査法 多発性骨髄腫検 による肝臓機能検査 査実施の場合は, ヘモグロビンA1c検査 1,628円を加算。 血清蛋白分画検査による多発性骨髄腫検査 医師が必要と認めた精密検査 【注意事項】 精密検査は、一般検査の結果、「要精密検査」と判断された者に対して、医 師が必要と認めた検査のみを行い算定。 ただし、検査料の基準額は1人当たり一般検査及び精密検査合わせて 9, 260円(多発性骨髄腫検査実施の場合は, 10, 888円)となります。 ⑥ 請求に 請求は、実施分をとりまとめ、「④請求に必要な書類」を揃えて、請求 してください。 【提出期限】 ついて 令和8年1月23日(金) 【提出・問合せ先】 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県保健福祉部 健康増進課 疾病対策係 Tel 099-286-2714 Fax 099-286-5556 指宿医師会、いちき串木野市医師会、川内市医師会の会員の方 は、令和8年1月16日(金)までに、各医師会へ提出してください。 健康診断個人票の2枚目を受診者へ渡してください。健康診断個人票及び問診票は、県健康増進課を経由して、厚生労働 ⑦ 受診結果 の通知 省へ提出します。 受診後,5年間は以下の書類を必ず保管し、健康指導等に活用くださ ⑧ 受診後の

健康診断個人票(一般検査用)及び(精密検査用)の写し

書類の保管|い。

及び活用